

医療法人制度改革の柱
非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確立
効率的で透明な医業経営の実現による医療の安定的な提供

< 現 行 >

< 改正後 >

特定医療法人
 事業の公益性、公的な運用について国税庁長官の承認を受けた法人であり、法人税の軽減税率が適用される

特別医療法人
 公的な運営要件を満たす法人であり、その収益を医療施設の経営に充てることを目的として厚生労働大臣が定める収益事業を行うことが可能

財団医療法人（持分無）

社団医療法人（持分有又は持分無 出資額限度法人含む）

非営利性の徹底

- 役員報酬等支給基準の開示
- 剰余金の使途の明確化
- 資金支援を受けた者の名称等の開示
- 残余財産の帰属先を原則、限定

公益性の確立

- 医療計画に位置づけた医療の提供
- 事業規模のうち公益性の高い医療が占める範囲を規制

効率性の向上

- 理事長要件の緩和
- 住民参加型評議員会の設置
- 経営管理機能の強化
- 理事会の役割強化、権限の明確化
- 役員の役割、責任の及ぶ範囲を明確化
- 社員による役員に対する代表訴訟制度の創設
- 理事の同一親族割合の制限

透明性の確保

- 医療サービス内容の住民への公開
- 住民参加型評議員会の設置
- 評議員の同一親族割合の制限
- 経営情報、事業計画などの情報公開義務付け
- 医療法人会計基準の適用（グループ全体の状況把握）
- 経営情報の公開推進
- 財務状況等を広告可能

安定した医業経営の実現

- 外部監査の導入

認定医療法人制度の創設

- 医療計画において特定の分野の医療を担う主体として公的医療機関とともに位置づけ
- 公的医療機関の経営への積極的参加
- 自己資本比率規制の見直し
- 債券(公募債)発行を可能に
- 税制上の優遇措置
- 寄附税制の見直し
- 収益事業など多様な事業展開
- 医療機能に応じた他の医療法人との幅広い連携の推進
- 保有現金等の預け入れ規制の緩和

財団医療法人（持分無）

社団医療法人（持分有又は持分無 出資額限度法人含む）

医療計画に位置づけた医療の提供に伴う都道府県からの支援

適切な経営資源の投入

住民が望む医療の提供

効率的な経営管理体制

住民からの信頼確保

住民が支える医療サービスの実現



注) は認定医療法人のみに関する事項、 は全ての医療法人に関する事項。